

10さんぽく小学校いじめ防止基本方針

令和3年	4月	一部見直し
令和4年	4月	一部見直し
令和5年	4月	一部見直し
令和5年12月		一部見直し
令和6年	4月	一部見直し
令和7年	4月	一部見直し

1 基本理念

本校の教育目標は「ともにのびる」である。心身ともに健康であり、お互いを思いやる子どもを育てていくためには、いじめは許されないことである。いじめは、その子の生涯にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長を阻むものであり、まさに人権に関わる重大な問題であるという認識をもとに基本方針を定める。

日頃から、「いじめを許さない」という意識の醸成や、お互いを尊重し合い人間関係を構築すること、いつでも誰にでも相談できる体制の整備、学校内外を問わずいじめを未然に防止することが大切である。

いじめた児童の指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させる。自らの責任の重さを十分に自覚させるとともに、その児童の健全な人格の発達に配慮していかなければならない。また、いじめを認識しながらも周辺で傍観している児童に対しても、それがいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは決して許されない行為であることを理解させるように指導していく。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの態様>

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅しや文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど、SNS等の本人が知らないところでの書き込み等も含む。

3 いじめ防止対策組織

- (1) いじめ不登校対策委員会を設置し、対応する。
- (2) 構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該担任等である。
- (3) 役割は、以下の通りである。
 - ①いじめの未然防止
 - ②いじめの対応、緊急対応
 - ③校内研修の計画や取組の有効性の検証

4 いじめの防止について

- (1) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) いかなる場合でもいじめは絶対に許されない行為であるという心がまえをもたせる。

- (3) 未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であるため、学校生活全体を通して行う。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、そのような学級・学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことを心がける。

5 いじめ防止のための取組

いじめ防止の大切さについて共通理解を図るために、教職員・児童・保護者に対していじめ防止のための取組を下記の通り組織的に行う。

	時	場	内容	対象
一学期	4月	職員会議 PTA 総会	・「いじめ防止基本方針」の共通理解 ・校長による、学校の「いじめ」に対する基本方針の説明	教職員 保護者
	5月 6月	校内研修 学級	・子どもを語る会① ・学校生活アンケート（SCT・学期1回程度） ・教育相談、Q-U 検査	教職員 児童
	7月 8月	個別懇談 校内研修	・個別懇談における聞き取りと報告 ・上教大チーム生活アンケートの研修	保護者 担任
	10・11月 11月 12月	学級 学級 学年懇談会	・学校生活アンケート（SCT・学期1回程度） ・教育相談、Q-U 検査 ・いじめ見逃しゼロスクール集会の報告 ・学年懇談会における聞き取りと報告	児童 児童 保護者 保護者
	1月 1・2月 3月	職員 学級 学年懇談会 校内研修	・上教大生活アンケートの結果に基づいた研修 ・学校生活アンケート（SCT・学期1回程度） ・随時、教育相談 ・学年懇談会における聞き取りと報告 ・子どもを語る会②	担任 児童 保護者 教職員
三学期	定例 随時 毎月	職員会議 職員終会 いじめ不登校対策委員会	児童に関する情報交換 児童に関する情報交換 対象児童に関する報告や対応	教職員 教職員 当該職員
	随時	カウンセラー相談	希望する保護者との相談 カウンセラーによる報告	保護者 教頭・担任 教職員
	学期末 年2回 年4回 随時 随時	知徳体3部会 学校運営協議会 生徒指導だより 学校便り 学校HP	学校評価を行う 学校評価を報告する 現状報告や未然防止の呼びかけ 学校評価・アンケート等の報告 学校評価・アンケート等の報告、情報開示	保護者・教職員 学校運営協議会委員 保護者 保護者・地域 保護者・地域
その他				

6 早期発見について（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

- (1) いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われていることを自覚する。
- (2) 小さな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。
- (3) 全教職員が日ごろから児童の観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 学期1回のアンケート調査（SCT）や教育相談、SOS の出し方教育等の実施、「いじめ見逃しゼロスクール」の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (5) 家庭訪問や保護者面談で保護者への聞き取りを行う。
- (6) インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、管理職が定期的にネットパトロールを行い、早期発見に努めるとともに、SNSの使い方等、情報モラル教育を推進し、保護者への啓発を行う。

7 早期発見行動計画

- (1) 学校生活全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通じた早期発見への取組を通年行う。
- (2) 保護者と信頼関係を深め、情報の収集を通じた早期発見への取組（家庭訪問、個別懇談、連絡帳、電話連絡、「子どもと共に1・2・3運動」）を通年行う。
- (3) 各種アンケート調査の実施
- (4) 教育相談の実施（SCT実施後、緊急を要する児童を最優先にして実施）
- (5) アンケート調査を活用した研修会（年2回）と子どもを語る会（年2回）の実施。
- (6) 児童に対する、「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

8 いじめの相談、通報について

「いじめについて相談することや通報することは適切な行為であり、いじめを受けて苦しんでいる児童を救うことだけでなく、いじめを行っている児童をも救う行為である。」ということを教育活動全体を通して児童に指導していく。

いじめの相談や通報の窓口は、学級担任をはじめとして全職員で対応をする。相談や通報を受けた職員は、生活指導主任と教頭に直ちに報告し、教頭がいじめ不登校対策委員会を招集する。

9 いじめに対する措置

- (1) いじめの報告・通報を受けた場合、原則として当日のうちに「いじめ不登校対策委員会」を招集し、被害児童と加害児童への聞き取りを行う職員、場所と時間を設定し、事実確認をする。いじめを受けた児童の聞き取りについては、事実関係だけでなく、心情も十分に聞き取り児童に共感する態度で行う。
- (2) 聞き取りをしたあと、その日のうちにいじめ不登校対策委員会で内容を整理・検討し、対応策の方針を決定する。
- (3) 対応策について、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者に方針を説明する。保護者に対する謝罪についても児童の聞き取りをもとに事実関係だけでなく心情の痛みに共感し、今後の対応について十分理解してもらう。
- (4) 対応策を受けて、加害児童の保護者にその日のうちに連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で学校と連携して今後の対応が行えるように協力を求める。また、加害児童に対する指導を行う際、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われると思われる場合、関係機関との連携（市教育委員会指導主事、警察等）を取る。いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (6) 学校運営協議会委員やPTA等を活用した、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進をする。
- (7) 対応を行った後、注意深く児童の行動を観察し、数日から一週間経った後、対策委員会にて経過を報告し、その後の対応について検討する。
- (8) 「いじめ」の記録保存年限は5年保存とする。
- (9) いじめの解消については、以下のとおりとする。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも3か月は止んでいる。・

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

注：これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

10 重大事態

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- (5) 一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合

11 重大事態対応行動計画

- (1) 設置者への報告
重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに村上市教育委員会に報告する。
- (2) 調査組織の設置（第三者の参加）
報告事案が重大事態であると判断した場合は、村上市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、警察等、関係機関と連携し、適切な方法により調査を行う。
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
いじめを受けた児童から聞き取りする場合は、いじめを受けた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。万が一、自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (4) 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）
当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際、村上市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮しながら情報提供する。
- (5) 設置者への調査結果の報告
村上市教育委員会にいじめの調査結果、及び保護者への対応について報告する。
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置
村上市教育委員会の指導の下、今後、二度といじめが起きないように継続的にいじめを行った児童、いじめを受けた児童の行動観察を行い、再発防止に努めていく。

12 評価改善計画

- (1) いじめ防止基本方針について、学校説明会で校長または教頭が説明する。
- (2) 学期毎にいじめに対する取組を評価し、年度末にはいじめ防止基本方針を見直す。また、保護者アンケートを学校運営協議会委員に公表し、点検・評価を行う。